

中企庁が新制度

中小企業庁は4月18日、国の「ものづくり補助金」（もの補助）の受給債権を電子記録債権化して、それを譲渡担保に金融機関が補助金受給事業者に融資できる新制度を始め

た。2018年度補正予算のもの補助が対象。事業者の利用申し込みは、採択後に受け付ける。第2次の採択決定は6月末ごろ。既に商工組合中央金庫、3信用金庫

（西武、城南、大阪シティ）が制度利用を始め、大手地方銀行も検討している。補助金は交付決定から支払いまでに半年程度か

く、融資を受けられなくともあった。また、つなぎ融資した金融機関は、補助金支給日がわかりづらいことや、事業者に支払

い、融資金融機関がそれを回収する仕組み。金融機関は、補助金受給事業者への融資金を回収する業務負担を軽減できる。

「もの補助」を電債化

有担保のつなぎ融資に

融資金融

機関は、T

ranza

xとの提携

が必要のため

「4月以

降、提携を

希望する地銀や信金は

増えており、約20金融

機関を見込む」（同社

社長室）と、今後の新

制度の利用が見込まれ

る。

度かかるため、金融機関が受給事業者に無担保でつなぎ融資をして

いるケースが多い。ただ、創業間もない事業者などは売り上げが低

われた補助金から融資金を回収するのに手間取っていた。

新制度は、フィンテックベンチャーの「Tanza」（東京

業団体中央会は、Tranza提携の決済口座に補助金を支払